

これだけは守りたい!自転車の基本的な通行ルール

自転車安全利用五則

※違反すると法律により罰せられることがあります!!

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

2 車道は左側を通行



車道の左端に沿って走りましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



上の標識がある歩道は自転車が通行できますが、歩行者のじゃまになるときは、一時停止しましょう。

4 安全ルールを守る



●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。



●夜間はライトを点灯

自転車の側面にも、反射材をつけましょう。



●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

交差道路の車の有無、右・左折車の動きをしっかりと確かめましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

運転させるときも補助いす等で同乗させるときも保護者が着用の上つけをしましょう。



みんなで守ろう

大和市

